

# 大田市介護保険事業者における事故報告ガイドライン

## 1. 介護保険被保険者等に係る事故報告について

介護サービス提供中に事故が発生した場合は以下の事項を遵守し、事故の再発防止と適切な対応が介護保険事業者には求められる。

- (1) 介護サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに大田市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。(居宅サービス)  
施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに大田市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。(施設サービス)  
※通所サービス等の送迎・施設入所者の通院中も含まれるものとする。
- (2) 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。
- (3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

## 2. 報告を要する事故等

介護保険事業者は次の①～③に該当する場合、大田市等へ報告する。

項目	対象事例
① サービスの提供中に発生した重症又は死亡事故	ア 職員(従業員)の過失及び利用者の自己過失の有無にかかわらず、外部の医療機関で治療を受けた場合(施設内での同程度の治療を含む) イ 利用者等とトラブルが発生することが予測される場合及び見舞金や賠償金を支払う場合
② 食中毒及び感染症等の発生	法令により保健所等へ通報が義務付けられている感染症等の場合(注釈)
③ その他、報告が必要と認められる事故	例) 利用者の財産を滅失させた場合等

(注釈) 報告が必要な食中毒及び感染症等の発生は次のとおりである。

- ・同一の感染症もしくは食中毒による疑いも含む死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合

- ・同一の感染症若しくは食中毒の疑いも含む者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ・上記に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

### 3. 報告の手順

原則として事故発生後速やかに、介護保険事業者は介護保険事故報告書を作成し、郵送等で提出する。事故処理が長期化する場合、適宜途中報告の介護保険事故報告書を提出する。また、当該事故処理がすべて完了した時点で最終の介護保険事故報告書を提出する。

### 4. 報告の様式

別紙様式「介護保険事故報告書」を用いる。

### 5. 報告先

大田市への報告先は下記の通りとする。また、被保険者が大田市以外の保険者であるときは、当該保険者にも併せて報告することとする。なお、報告の際は、利用者の個人情報が含まれるため、その取扱いには十分注意することとする。

### 6. 再発防止

介護保険事業者は、発生した事故に対する原因の解明を行うとともに、再発防止に努めなければならない。

報告先: 〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111  
大田市役所 健康福祉部 介護保険課 介護保険係  
TEL:0854-83-8063